

議 第 2 1 号 議 案

安全保障関連法を国民の納得を得ることなく成立させたことを憂慮する
決議について

安全保障関連法を国民の納得を得ることなく成立させたことを憂慮する決議を別
紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年9月25日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 加 藤 久 美 子

同 根 岸 操

提案理由

安全保障関連法が国民の納得を得ることなく成立したため、富士見市議会として決
議し、国民の声を反映した政治の実現を図るべく、この案を提出します。

安全保障関連法を国民の納得を得ることなく成立させたことを憂慮する決議

9月19日、安全保障関連法が成立しました。

安全保障関連法は集団的自衛権の行使などを盛り込み、これにより戦後日本の安全保障政策は大きく転換されることとなります。

富士見市議会は、先の6月議会において「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の徹底審議を求める意見書を全会一致で可決し、国会に提出しました。

国会は、この間、通常国会としては過去最高となる95日間の会期延長を行い、審議時間は衆参合わせて210時間を超えました。

一方、法成立後の大手メディアによる世論調査は、法に賛成、法成立を評価するが概ね3割、反対、評価しないが過半数となり、審議が尽くされたと思うか（国民への説明が十分行われたと思うか）の質問に至っては、尽くされていない（説明不十分）が約8割に達する結果となりました。安倍総理も「残念ながら国民の理解はまだ得られていない」旨の発言をされているところです。

ついては、このような形で安全保障関連法が成立したことを深く憂慮するものです。ここに、決議する。

平成 年 月 日

富士見市議会